

一乗谷朝倉氏遺跡資料館の観覧料の減免規定

(H30.4.1 現在)

観覧料の減免				
		事由	常設展	企画展
条例		小学生以上高校生以下	無料	有料
		未就学児	無料	無料
		70歳以上	無料	有料
		20人以上の団体	2割	2割
規則		県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校または特別支援学校の児童または生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合	全額	—
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳を有する者が観覧する場合	全額	2分の1
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助または教育扶助を受けている者で関係官公庁の発行した証明書を有する者が観覧する場合	全額	2分の1
		教育委員会が特別の事由があると認めるとき		
		知的障害児(者)療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する場合	全額	2分の1
		身体障害者手帳、知的障害児(者)療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者の介護者が観覧する場合(介護に必要な人数分、原則:1名)	全額	—
		県内の幼稚園または保育園の園児の引率者が教育的活動に基づく学習活動または教育活動として観覧する場合	全額	—
		県または教育委員会(出先機関を含む)が博物館等の設置目的に沿った事業を開催し、当該事業に参加して観覧する場合	全額	—
		国または他府県等の関係者が博物館施設調査の目的を持って視察する場合	全額	—
		当館で開催される資料館等の設置目的に沿った学術団体等の学会、研究会等に参加して、当該研究会等の一環として観覧する場合	全額	—
		家庭の日、ふるさとの日に観覧する場合	全額	—
		福縁ボランティア施設入場券を使用して観覧する場合	全額	—
		公益財団法人 福井コンベンションビューローの利用券を使用し観覧するとき	2割	—
	市町村等が認定する観光ボランティアガイドが観光客を案内して観覧する場合	全額	—	
	ふくいふるさと貢献招待券を使用して観覧するとき福井県文化施設常設展入場券を使用して観覧する場合	全額	—	

	福縁ボランティア施設入場券を使用して観覧する場合	全額	—
	ふるさと県民証を提示して観覧するとき	全額	—
	すまいるFカードを提示して観覧する場合	2割	—
	東日本大震災被災者が県立文化施設を利用する場合	全額	全額
	福井県が認定する「子育てモデル企業」の従業員およびその家族が「福井県立文化施設常設展入場券」を使用して観覧する場合	全額	—
	関西文化の日（2日間）	全額	—
	子どもたちの芸術への関心や創造力を高めることを目的に、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校が、授業の一環として（部活動を含む）、特別展を観覧する場合	—	全額
	福井県内に住所を有する65歳以上の者が「運転経歴証明書」を提示して常設展を観覧するとき	全額	—
	第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部発行の無料招待券を使用して常設展を観覧するとき	全額	—
	日本自動車連盟が実施する「JAF会員優待」事業において、会員証、仮会員証、デジタル会員証、U-17メンバーズカードのいずれかを提示して観覧するとき	2割	—
	福井県版ご当地婚姻届を県内外の市町村に提出したカップルが婚姻日または挙式日から1年以内に福井県版ご当地婚姻届（2人の記念用婚姻届の原本）を提示して観覧するとき	全額	—
	第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部長発行の「高校生トップアスリート選手家族無料招待券」を提示して観覧するとき	全額	—
	フレンドリーアート号の参加者が常設展および特別展を観覧するとき	2割	2割
	ふるさと県民登録者の証（ふるさと県民カード（JURACA）または、福井県「ふるさと県民証」を提示して常設展を観覧するとき（31.3.31まで）	2割	—
	「Fukuiレポーターズ証」を提示して常設展および特別展を観覧するとき	全額	全額
	「ふくミューパス」を提示して常設展を観覧するとき	2割	—

	福井県共同募金会「赤い羽根ご優待カード」を提示して、常設展を観覧するとき（30.9.30まで）	2割	—
	J R東日本商品「北陸フリーきっぷ」を提示して常設展を観覧するとき（31.3.31まで）	2割	—